

令和6年度 美瑛町再生可能エネルギー設備等 導入事業補助金

美瑛町ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みとして再生可能エネルギーに係る設備等を導入する場合に、その費用の一部を補助します。

補助対象設備の一覧

住宅用太陽光発電設備 定置用蓄電池設備



上限**30万円**
費用の**1/2**以内

※既に太陽光発電設備がある方は蓄電池設備の導入のみでも対象

2.7kWの太陽光発電設備を設置した場合
年間発電量⇒約2,700 kWh
電気料単価（平均）⇒44円
年間**118,800円**の電気代がお得になります。
年間約**1.7 t**のCO₂排出量の削減効果があります。

ご検討されている方は、
まずはご相談ください

+再エネ賦課
金がR6.5から
1.4円⇒3.9円に
上がります

木質燃料ストーブ

上限**30万円**
費用の**1/2**以内

※薪ストーブ、ペレット
ストーブが対象

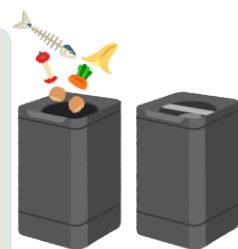


灯油ストーブと比較して
約**2 t**のCO₂排出量の削減
が見込まれます。

電動生ごみ処理機

上限**2万円**
費用の**1/2**以内

※ディスポーザー方式は
対象外とする



電動生ごみ処理機により生ごみ
の量が約**80%**削減できます。
燃えるゴミを出す回数も減少す
ることが期待できます。

導入できる住宅は、専用住宅又は併用住宅（住宅部分が延べ面積の1/2以上）が対象です。

補助対象設備の要件及び対象費用については、補助金交付要綱よりご確認ください。

補助対象者

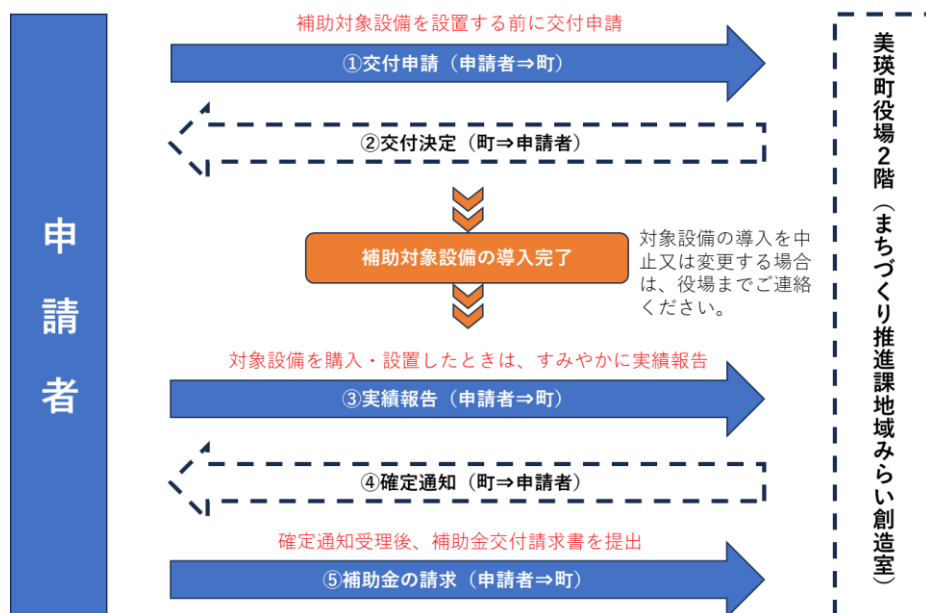
- 1 町内に住所を有すること又は町内に居住する予定がある者
- 2 町内に居住する住宅又は居住する予定のある住宅に設置を行う者
- 3 町税等の滞納がない者
- 4 会計年度の2月末までに補助対象設備の設置を完了する者
- 5 過去に同一住宅に同一の補助対象設備の補助金を受けていない者
- 6 美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年美瑛町条例第19号）に規定する暴力団関係者等でない者
- 7 「ZEH」補助が交付（予定を含む）されていない者 ※住宅用太陽光発電設備等のみ

申請方法

補助対象設備の導入前に、申請書等を提出してください。

申請受付期間	令和6年4月1日から令和7年1月31日まで ※予算がなくなり次第、受付を終了します。
提出先	まちづくり推進課地域みらい創造室（役場2階）

申請手続きの流れ



補助金交付要綱・申請様式

各種資料については、町ホームページでご確認ください。また、役場2階のまちづくり推進課地域みらい創造室でもご用意しています。

モニター制度の導入

本事業を活用し、再生可能エネルギー設備等を導入した方は、利用状況の聞き取り調査や資料提供等にご協力いただきます。

お問い合わせ先

美瑛町役場まちづくり推進課地域みらい創造室
電話：0166-74-7085
メール：machi@town.biei.hokkaido.jp